

公 示 日：2026年1月21日（水）

調達管理番号：25a00777

国 名：トルコ国

担当部署：ガバナンス・平和構築部平和構築室

調達件名：トルコ国若者のための心理社会的支援及びレジリエンス強化プロジェクト（チーフアドバイザー／心理社会的支援）（現地滞在型）

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務：チーフアドバイザー・心理社会的支援
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務
- (4) 在勤地：アンカラ
- (5) 全体期間：2026年3月中旬から2029年6月下旬
- (6) 業務量の目途：36人月

## 2. 業務の背景

トルコでは2023年2月6日、2度にわたり南東部のカフラマンマラシュ県を震源とした地震が発生し（それぞれマグニチュード7.7、7.6）、さらに同月20日にも南東部のハタイ県を震源地としたマグニチュード6.4の地震が発生した。これらの地震は、シリア難民が多く暮らす南部・南東部地域を中心に5万人以上が犠牲となる甚大な被害をもたらし、<sup>1</sup>28万棟が倒壊、71万棟が深刻な被害を受けた。地震から2年が経過した2025年2月時点でも、67万人が仮設住宅での生活を余儀なくされている<sup>2</sup>。2025年2月に発行されたSituation Report<sup>3</sup>では、トルコの被災地域

<sup>1</sup> トルコでの死者数は53,537人（少なくとも6,800人のシリア難民を含む）、Turkey Earthquake Operational Update #5 IFRC [Daily Sabah](#) (2024年2月2日発行)

<sup>2</sup> Turkiye Today, 2025 670K people still in container homes, 2 years after February 6 earthquake in Turkiye – [Turkiye Today](#)

<sup>3</sup> UNFPA, 2025 [UNFPA Situation Report: Turkiye Earthquakes – 2 years on \[EN/TR\] – Turkiye | ReliefWeb](#)

の多くの若者たちが、地震から 2 年が経過してもなお、孤独、ストレス、抑うつに直面し、教育の中止や社会的支援ネットワークの脆弱さにより、危険な行動の傾向が強まっていること、さらに、プライベートな空間、勉強場所、心理社会的支援、若者に優しいスペースやサービスの不足が、こうした問題をさらに深刻化させていくことが述べられている。

また、トルコは 2011 年のシリア内戦の影響により世界有数の難民受け入れ国となっており、一時的保護下にあるシリア人は 236 万人に及んでいる<sup>4</sup>。トルコ政府の難民政策は、居住期間が長期化している中で、トルコ政府の受入れにかかる財政的な負担増や受入れコミュニティと難民との間の融和、正規労働市場や社会サービスへのアクセス等、より長期的な課題が蓄積していること、さらに近年の国内経済の悪化に伴い、寛容な難民受入支援から避難民の自発的帰還支援へとシフトしつつあるが、シリア難民に対し継続して生活困窮者に対する公共サービス提供など様々な支援を行っている。WHO（世界保健機関）によれば、直近 10 年で戦争や紛争を経験した人の 5 人に 1 人がうつ、不安、心的外傷後ストレス障害、双極性障害、統合失調症の症状を有するとされており<sup>5</sup>、震災影響以前より、シリア難民は紛争起因の心理社会的課題を抱えていた。トルコにて震災影響を受けたシリア難民へは、それら複合的な状況に留意した心理社会的支援を提供していく必要が生じている。なお、シリアでは 2024 年 12 月にアサド政権が崩壊し、反体制派であったシャーム解放機構（HTS）が主体となり、新たな暫定政府が 2025 年 3 月に発足したが、暫定政府の治安部隊と旧アサド政権を支持する武装集団の間で散発的に衝突が発生するなど、シリア国内の治安状況は依然として不安定であり、今後 1 年以内に一時庇護国から帰国する意向を持つシリア難民は 20% 台にとどまっている<sup>6</sup>。

このように、トルコ国内には、震災の影響を受けた被災地の住民、シリア難民双方に心理社会的課題と地域社会の復興ニーズが存在している。しかしながら、特に若者支援においては、心理社会的支援プログラムの不足や、ユースセンターなどの若者が利用する施設への心理士の組織立った関与や人員配置の不足、若者向けプログラムに関わるサービス提供者の心理社会面の能力不足等の課題が確認されている。そのため、若者的人格的・社会的発達が疎外されないよう、若者向けの心理

<sup>4</sup> 2025年12月現在。[TEMPORARY PROTECTION \(goc.gov.tr\)](https://www.goc.gov.tr/en/temporary-protection)

<sup>5</sup> [Mental health in emergencies \(who.int\)](https://www.who.int/news-room/detail/mental-health-in-emergencies)

<sup>6</sup> UNHCR, 2025 [Document – UNHCR Operational Framework: Voluntary Return of Syrian Refugees and IDPs \(2025\)](https://www.unhcr.org/documents/2025/unhcr-operational-framework-voluntary-return-syrian-refugees-and-idps-2025)

社会的支援の体制強化やサービスの質向上を図っていくことが必要となっている。

2022年4月（震災前）時点において、難民も含む国内の若者を対象とした多様な活動を実施する青年スポーツ省（以下「青年省」）は、同省や傘下のユースセンターにおける心理社会的支援及び社会的結束強化に係る能力向上を目的とする技術協力プロジェクトの要請を行い、2022年4月に採択された。しかしながら、2023年2月にトルコ南部での大地震の発生を受け、技術協力の目的を「難民を含む被災地域の若者とその関係者を対象とした心理社会的支援に係る能力開発・制度強化」に変更することとなった。震災後のニーズ把握と有効な協力方策の検討を行うため、JICAは2023年7月より「地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査」をマラティヤ県・アドゥヤマン県・カフラマンマラシュ県・ハタイ県を対象に実施した。係る調査では、若者の心理社会的課題に対応するためのパイロット活動を実施し、対象県のユースセンターにおける心理社会的支援の要素を組み入れた若者向けプログラム（防災教育）の試作と実証、それを担うユースリーダー及び心理士等の能力強化を行った。その結果、青年省やユースセンターの心理社会的支援体制の強化や、防災教育などの若者向けプログラムへの心理社会的支援の主流化が、若者の精神的・心理社会的な健康の向上のみならず、紛争影響を受けた地域社会の災害レジリエンス向上にも寄与することが確認された。なお、2024年に青年省の教育・研究・調整総局下に若年層への心理社会的支援サービスの提供を目的として心理社会的支援サービス部門が新設された。同部門には心理士が配置され、心理カウンセリングの提供や職員研修を実施するなど、心理社会的支援にかかる体制強化が図られている。

トルコ第12次開発計画（2024-2028）では、若者がライフスキルや経済・社会への積極参加機会等を得て育っていくことを目的の一つとして掲げ、その一環としてユースセンター数の増加や、ユースセンターにおける若者の人格的・社会的発達に寄与するプログラムの数・質の向上、若者や保護者の特性とニーズに合わせた心理社会的カウンセリング等の拡張や専門人材の配置拡大を進めていくこととしており、本事業は係る計画に合致したものである。

なお上述のとおり、2023年7月～2024年9月までの15ヶ月間、技術協力プロジェクトにおける協力アプローチの検証を目的として「地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査」を実施した。本調査では、被災した若者・子どもの心理社会的状況に関する調査に加え、特に震災被害の大きかったマラティヤ、ア

ドゥヤマン、カフラマンマラシュ、ハタイの4県を対象に、子どものための心理的応急処置:Psychological First Aid for Child (PFA-C) や「I Support My Friends (ISMF)」等に係る心理社会的支援にかかる研修実施、心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムの試行及び青年省との合同評価等を実施した。調査結果からは、震災の影響を受けた被災地の住民、及びシリア難民のメンタルヘルスと心理社会的支援のニーズが引き続き存在すること、若者的人格的・社会的発達の観点から若者向けプログラムへのアクセスと質を高めていく必要があること、ユースセンターが若者にとって学びを深め社会と繋がる場所として極めて重要な枠割を果たし得ることを青年省と確認した。また、心理社会的支援に関する研修の普及のための体制づくりや心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムのカリキュラム・教材開発ニーズ、社会的弱者を対象とした効果的アウトリーチ・プログラムの開発といった課題が明らかとなっており、これらについて、本技術協力プロジェクトにおいて取り組みを進めていく。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

### 3. 期待される成果

本専門家は、他専門家等と協働して活動を計画・実施することを通じ、技術協力プロジェクト全体の成果の発現を目指す。本専門家に期待される成果は以下の通り。

- ・ チーフアドバイザーとして、技術協力プロジェクトが関係者間の適切な連携の下で円滑に実施され、目指す成果の発現につながるよう事業全体をリードすること
- ・ 心理社会的支援にかかる専門的知見を踏まえ、各活動において同視点が適切に取り入れられ、活動内容や実施方法に反映されるよう促すこと

### 4. 業務の内容

- ① プロジェクトチームの日本側責任者として、C/Pと密に協議してプロジェクト実施方針を検討しプロジェクトを統括する。
- ② 合同調整委員会（JCC）を設置、実施し、必要に応じてプロジェクト関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- ③ 合同調整委員会（JCC）やその下に設置されるタスクフォースにおいて進捗

状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。

- ④ 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ⑤ JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。
- ⑥ 業務調整担当専門家が行う予算管理、プロジェクト傭上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう指導・助言する。
- ⑦ その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA（本部・事務所）及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。
- ⑧ プロジェクトの成果に関して、トルコ国内外において本プロジェクトで得られた知見の発信や共有を行う。特に、Global Refugee Forum (GRF) 等の国際会議や関連する学会等での発信を積極的に行う。また GRF での日本政府・JICA のマルチステークホルダープレッジのアップデートに協力する。さらに、他の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。
- ⑨ 心理社会的支援の専門的見地から、プロジェクト全体の活動内容及び方向性について技術的助言を行う。
- ⑩ 各活動において、心理社会的支援の国際基準並びにチャイルドセーフガーディング、性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護 (Protection from Sexual Exploitation, Abuse and Harassment: PSEAH) の基本原則が適切に考慮されるよう支援する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	トルコ青年・スポーツ省による心理社会的支援を組み込んだ若年層向け活動の持続可能な実施体制構築	①プロジェクトチームの日本側責任者として、C/Pと密に協議してプロジェクト実施方針を検討しプロジェクトを統括する。 <sup>7</sup>
2	心理社会的支援の視点に基づく事業への技術的助言	⑨心理社会的支援の専門的見地から、プロジェクト全体の活動内容及び方向性について技術的助言を行う。 <sup>8</sup>

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	心理社会的支援分野での業務経験
語学の種類	英語

※精神保健・心理社会的支援分野における国際協力または人道支援の実務経験を有することが求められます。IASC MHPSS ガイドライン(Inter-Agency Standing Committee Guidelines on Mental Health and Psychosocial Support in Emergency Settings)、心理社会的応急処置 (Psychosocial First Aid :PFA) 等、心理社会的支援に関する国際基準に基づく支援経験を有することが望ましいです。さらに、チャイルドセーフガーディングやPSEAHに関し、関連する資格や研修を修了している場合は評価します。

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガ

<sup>7</sup> 本事業の対象県のパイロット・ユースセンターにおいて実施される心理社会的支援を組み込んだ若年層向け活動が持続的に実施される体制を構築するための具体的手法と、その過程で想定される課題を整理し、解決策を含めて提案してください。

<sup>8</sup> 本事業全体を対象に、心理社会的支援の専門的見地から技術的助言を行う際に重視すべき事項や留意点を整理し、それらを各研修や防災教育プログラム、その他若年層向けの活動を含む各活動にどのように適用するかについて説明すること。また、その際、対象者にトルコ人の若者とシリア難民の若者の双方が含まれることを踏まえたアプローチを提示すること。

「イドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン <sup>9</sup>	渡航開始より3ヶ月以内	ガバナンス・平和構築部 (CC:トルコ事務所)	一	英語	電子データ
		C/P 機関	一	日本語	電子データ
	3か月報告書	国際協力調達部 (CC:ガバナンス・平和構築部)	一	英語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6ヶ月ごと	国際協力調達部 (CC:ガバナンス・平和構築部、トルコ事務所)	一	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	ガバナンス・平和構築部 (CC:国際協力調達部、トルコ事務所)	1部	日本語	電子データ

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地渡航は 2026 年 6 月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

#### ② 現地での業務体制

(プロジェクト) 本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア チーフアドバイザー・心理社会的支援

<sup>9</sup> 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

<sup>10</sup> 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

## イ 平和構築/業務調整

※ イは長期専門家として別途派遣予定（2026年5～2028年5月予定）。

### （2）参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICAガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、gpgpb@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- 詳細計画策定調査報告書
- 詳細計画策定調査にて締結済のMinutes of Meeting
- Record of Discussions

②本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- トルコ国 地震被災地域の心理社会支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート

12386983.pdf

## 7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限	2026年 2月 4日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 2月 16日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 2月 18日15時～16時
4	評価結果の通知	2026年 2月 25日まで

## 8. 応募条件等

- （1） 参加資格のない者等：特になし
- （2） 家族帶同：可

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- （1） 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- （2） プrezentation資料提出部数 : 1部
- （3） 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

## 10. プrezentationの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## 11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

### （1） 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針、実施方法

36 点

②業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等 :

①類似業務の経験 20 点

②語学力 10 点

③その他学位、資格等 10 点

④業務従事者によるプレゼンテーション 20 点

(計 100 点)

## 12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬 :

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,425,000	1,602,000
	個人	1,092,000	1,270,000

② 教育費 :

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／現地校		284,300	264,600

③ 住居費 : 4,000 ドル／月

④ 航空賃（往復）: 1,293,544 円／人

(2) 戰争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契

約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」  
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>  
を参照願います。

### （3）便宜供与内容

#### ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり

- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 執務スペースの提供：青年省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請  
日本国籍以外の場合は当該国的一般旅券を自己手配

### （4）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA トルコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### （5）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA トルコ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要

な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

#### （6）その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上

## 【別紙1】

### 案件概要表

#### 1. 案件名（国名）

国 名：トルコ共和国（トルコ）

案件名：

（和名）若者のための心理社会的支援及びレジリエンス強化プロジェクト

（英名）The Project for Psychosocial Support and Disaster Resilience for Youth

#### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における若者・難民層の精神保健・心理社会的支援（Mental Health and Psychosocial Support（MHPSS））の現状・課題及び本事業の位置付け  
トルコでは2023年2月6日、2度にわたり南東部のカフラマンマラシュ県を震源とした地震が発生し（それぞれマグニチュード7.7、7.6）、さらに同月20日にも南東部のハタイ県を震源地としたマグニチュード6.4の地震が発生した。これらの地震は、シリア難民が多く暮らす南部・南東部地域を中心に5万人以上が犠牲となる甚大な被害をもたらし、<sup>11</sup>28万棟が倒壊もしくは全壊、71万棟が深刻な被害を受けた。地震から2年が経過した2025年2月時点でも、67万人が仮設住宅での生活を余儀なくされている<sup>12</sup>。2025年2月に発行されたSituation Report<sup>13</sup>では、トルコの被災地域の多くの若者たちが、地震から2年が経過した現在も孤独、ストレス、抑うつに直面し、教育の中止や社会的支援ネットワークの脆弱さにより、危険な行動の傾向が強まっていること、さらに、プライベートな空間、勉強場所、心理社会的支援、若者に優しいスペースやサービスの不足が、こうした問題をさらに深刻化させていることが述べられている。

また、トルコは2011年のシリア内戦の影響により世界有数の難民受け入れ国となっており、一時的保護下にあるシリア人は236万人に及んでいる<sup>14</sup>。トルコ政府の難民政策は、居住期間が長期化している中で、トルコ政府の受け入れにかかる財政的な負担増や受け入れコミュニティと難民との間の融和、正規労働市場や社会サービスへのアクセス等、より長期的な課題が蓄積していること、さらに近年の国内経済の悪化に伴い、寛容な難民受入支援から避難民の自発的帰還支援へとシ

<sup>11</sup> トルコでの死者数は53,537人（少なくとも6,800人のシリア難民を含む）、Turkey Earthquake Operational Update #5 IFRC, [Daily Sabah](#) (2024年2月2日発行)

<sup>12</sup> Turkiye Today, 2025 [670K people still in container homes, 2 years after February 6 earthquake in Turkiye – Turkiye Today](#)

<sup>13</sup> UNFPA, 2025 [UNFPA Situation Report: Turkiye Earthquakes – 2 years on \[EN/TR\] – Turkiye | ReliefWeb](#)

<sup>14</sup> 2025年12月現在。TEMPORARY PROTECTION ([goc.gov.tr](#))

フトしつつあるが、シリア難民に対し継続して生活困窮者に対する公共サービス提供など様々な支援を行っている。WHO（世界保健機関）によれば、直近10年で戦争や紛争を経験した人の5人に1人がうつ、不安、心的外傷後ストレス障害、双極性障害、統合失調症の症状を有するとされており<sup>15</sup>、震災影響以前より、シリア難民は紛争起因の心理社会的課題を抱えていた。トルコにて震災影響を受けたシリア難民へは、それら複合的な状況に留意した心理社会的支援を提供していく必要が生じている。なお、シリアでは2024年12月にアサド政権が崩壊し、反体制派であったシャーム解放機構（HTS）が主体となり、新たな暫定政府が2025年3月に発足したが、暫定政府の治安部隊と旧アサド政権を支持する武装集団の間で散発的に衝突が発生するなど、シリア国内の治安状況は依然として不安定であり、今後1年以内に一時庇護国から帰国する意向を持つシリア難民は20%台にとどまっている<sup>16</sup>。

このように、トルコ国内には、震災の影響を受けた被災地の住民、シリア難民双方に心理社会的課題と地域社会の復興ニーズが存在している。しかしながら、特に若者支援においては、心理社会的支援プログラムの不足や、ユースセンターなどの若者が利用する施設への心理士の組織立った関与や人員配置の不足、若者向けプログラムに関わるサービス提供者の心理社会面の能力不足等の課題が確認されている。そのため、若者の人格的・社会的発達が疎外されないよう、若者向けの心理社会的支援の体制強化やサービスの質向上を図っていくことが必要となっている。

2022年4月（震災前）時点において、難民も含む国内の若者を対象とした多様な活動を実施する青年スポーツ省（以下「青年省」）は、同省や傘下のユースセンターにおける心理社会的支援及び社会的結束強化に係る能力向上を目的とする技術協力プロジェクトの要請を行い、2022年4月に採択された。しかしながら、2023年2月にトルコ南部での大地震の発生を受け、技術協力の目的を「難民を含む被災地域の若者とその関係者を対象とした心理社会的支援に係る能力開発・制度強化」に変更することとなった。震災後のニーズ把握と有効な協力方策の検討を行うため、JICAは2023年7月より「地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査」をマラティヤ県・アドゥヤマン県・カフラマンマラシュ県・ハタイ県を対象に実施した。係る調査では、若者の心理社会的課題に対応するためのパイロット活動を実施し、対象県のユースセンターにおける心理社会的支援の要素を組み入れた若者向けプログラム（防災教育）の試作と実証、それを担うユースリーダー及び心理士等の能力強化を行った。その結果、青年省やユースセンターの心理社会的支援体制の強化や、防災教育などの若者向けプログラムへの心理社会的支援の主流化が、

<sup>15</sup> [Mental health in emergencies \(who.int\)](https://www.who.int/news-room/detail/mental-health-in-emergencies)

<sup>16</sup> UNHCR, 2025 Document – UNHCR Operational Framework: Voluntary Return of Syrian Refugees and IDPs (2025)

若者の精神的・心理社会的な健康の向上のみならず、紛争影響を受けた地域社会の災害レジリエンス向上にも寄与することが確認された。なお、2024年に青年省の教育・研究・調整総局下に若年層への心理社会的支援サービスの提供を目的として心理社会的支援サービス部門が新設された。同部門には心理士が配置され、心理カウンセリングの提供や職員研修を実施するなど、MHPSSにかかる体制強化が図られている。

トルコ第12次開発計画（2024-2028）では、若者がライフスキルや経済・社会への積極参加機会等を得て育っていくことを目的の一つとして掲げ、その一環としてユースセンター数の増加や、ユースセンターにおける若者の人格的・社会的発達に寄与するプログラムの数・質の向上、若者や保護者の特性とニーズに合わせた心理社会的カウンセリング等の拡張や専門人材の配置拡大を進めていくこととしており、本事業は係る計画に合致したものである。

なお上述のとおり、2023年7月～2024年9月までの15カ月間、技術協力プロジェクトにおける協力アプローチの検証を目的として「地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査」を実施した。本調査では、被災した若者・子どもたちの心理社会的状況に関する調査に加え、特に震災被害の大きかったマラティヤ、アドゥヤマン、カフラマンマラシュ、ハタイの4県を対象に、子どものための心理的応急処置:Psychological First Aid for Child (PFA-C) や「I Support My Friends (ISMF)」等に係る心理社会的支援にかかる研修実施、心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムの試行及び青年省との合同評価等を実施した。調査結果からは、震災の影響を受けた被災地の住民、及びシリア難民のメンタルヘルスと心理社会的支援のニーズが引き続き存在すること、若者の人格的・社会的発達の観点から若者向けプログラムへのアクセスと質を高めていく必要があること、ユースセンターが若者にとって学びを深め社会と繋がる場所として極めて重要な枠割を果たし得ることを青年省と確認した。また、心理社会的支援に関する研修の普及のための体制づくりや心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムのカリキュラム・教材開発ニーズ、社会的弱者を対象とした効果的アウトリーチ・プログラムの開発といった課題が明らかとなっており、これらについて、本技術協力プロジェクトにおいて取り組みを進めていく。

本事業は、保健システムのレジリエンス強化の観点から、主に被災地の若者の心身の安定と社会参加を支援するものであり、保健分野の気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

## （2） MHPSSに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対トルコ共和国国別援助方針（2018年9月）では重点分野として「シリア難民対策への支援」を掲げており、難民と受入コミュニティ双方に資する支援を行うとしている。また、本案件では心理社会的支援を組み込んだ若者向けプログラムの一つとして、防災教育プログラムの開発・普及を行うものであり、重点分野の一つである「経済を支える強靭な社会基盤づくりへの支援」で防災・災害対策のための支援を行うとしている。また、「対トルコ JICA 国別分析ペーパー（2025年3月）」では、「支援を必要とする人々・受入コミュニティへの協力・支援プログラム」において、シリア難民のみならず若者を含めた開発から取り残されがちな人たちへの協力にも積極的に取り組むとしている。本案件は我が国及び JICA の協力方針及び分析に合致する。

また、シリア難民を含む社会的脆弱層の子どもに対し、心理社会的支援を主流化した活動へのアクセス改善を図ることは、「人間の安全保障」や SDGs（ターゲット 3.4：2030 年までに、非感染症疾患（NCD）による早期死亡を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健および福祉を促進する）達成の観点からも、支援する意義がある。平和構築 JICA グローバル・アジェンダにおいても、心理社会的支援が紛争影響地域への支援や紛争予防のための新たな課題として認識されている。

JICA は 2017 年に、「狭義の非感染性疾患の中には分類されていないものの、SDGs の中で非感染性疾患とともにその対策の重要性が謳われている」とし、「非感染性疾患（NCDs）執務参考資料」の別添として「精神保健」に特化した執務参考資料を作成している。同文書に記述のとおり、災害多発国である日本が豊富に有する、MHPSS 分野の知見と経験は、甚大なストレス状況を経験した震災後の復興や難民への支援にも活用が可能である。

### （3）他の援助機関の対応

#### 2023年2月の地震後の難民等への支援及び MHPSS にかかる支援状況

##### ・ 国連児童基金（UNICEF）

2016 年に開始した青年省との共同プロジェクト「社会的結束と青少年の参加プロジェクト（Social Cohesion and Youth Participation Project）」は、シリア危機の後、避難を余儀なくされた一時的保護資格の青少年とトルコの青少年との統合を促進し、彼らの社会的適応を確保することを目的として地震後も継続して実施された。同プロジェクトでは、シリア難民の若者が多く居住する 25 県（アдан、ガジアンテップ、マラティヤ、アドゥヤマン、ハタイ等）を対象として、①青少年の育成と参加（社会統合）、②訓練、③子どもの保護プログラム（心理社会的支援サービス）といった 3 つの枠組みにおいて青少年へのサービスを実施した。なお UNICEF は 2023 年 2 月の地震後には被災地であるガジアンテップ県

にユースセンターを設立するなど、難民を含む若者のエンパワーメント活動を継続している。

- ・ 欧州連合（EU）

2018 年に WHO トルコ事務所の技術援助を通して、保健省と家族社会サービス省を対象にプロジェクトを開始。全国の精神障害のある人々に対する地域ベースの医療サービスの改善、難民とホストコミュニティの両方に医療サービスを提供している従事者向け能力向上研修を実施。他団体等による MHPSS 支援への資金提供等も実施。

- ・ ドイツ国際協力公社（GIZ）

2021 年から 2024 年の 3 年間で「シリア難民およびトルコの受け入れコミュニティの住民に対する精神保健および心理社会的支援（MHPSS）プロジェクト」を実施。保健センターやコミュニティセンターにおける難民やホストコミュニティの住民に対して MHPSS サービスを強化するため、行政や NGO など関係機関のネットワーク構築を支援。また、心理カウンセリングおよび精神医学カウンセリングに従事する MHPSS 専門家および通訳に対するトレーニングも提供。2022 年から 2025 年の 3 年間で「中東の MHPSS（レバノン、ヨルダン、イラク、トルコ）拡大プロジェクト」も実施中。

- ・ トルコ赤新月社

心理社会的支援チームを被災 10 県に配置し、心理学者とソーシャルワーカーが地震によるトラウマから被災者を支援するため、8 カ所に心理社会的支援サービスを提供するためのテントを設置するとともに、移動式子ども向けスペース 1 台とカウンセリング用キャラバン 1 台を用いて、23 名の PSS 専門家と 10 名の PSS ボランティアが継続的に支援サービスを提供。現在もトルコ国内各地にて心理社会的支援を継続している。

- ・ セーブ・ザ・チルドレン・トルコ（SC トルコ）

2023 年 2 月の地震発生の直後から、トルコとシリアに緊急支援チームを設置した。トルコでは、シリアとの国境に近いガジアンテップとハタイに事務所を設置し、以下 4 県 11 地域で支援活動を展開。SC は、シェルター物資配布、水と衛生、食料と生計向上、子どもの保護、教育、現金給付、栄養 の 7 つの支援活動分野で緊急支援を行ってきた。それらすべての活動で精神保健・心理社会的支援（MHPSS）を実施し、現在もハタイ県などで心理社会的支援の提供を継続している。

### 3. 事業概要

#### （1）事業目的

本事業は、トルコ国内の 6 つの対象県において、ユースセンターの心理社会的支

援提供に係る能力向上、心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムの開発、社会的弱者を対象とした効果的アウトリーチ・プログラムの開発、及びこれら活動を持続的に提供するための仕組みづくりを行うことにより、対象県のユースセンターにおける様々な若年層に対する心理社会的支援を組み込んだ活動モデルの確立を図り、もって全ての若年層<sup>17</sup>に対するユースセンターの活動の質向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

イスタンブール県、イズミル県、ハタイ県、マラティヤ県、アドゥヤマン県、カフラマンマラシュ県

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：青年スポーツ省で若者の MHPSS に関わるスタッフ（中央省庁及び地方局心理士、ユースリーダー、サービス・プロバイダー）

最終受益者：ユースセンターやアウトリーチ活動を利用する難民を含む若者及びその保護者・コミュニティ

(4) 総事業費（日本側）277 百万円

(5) 事業実施期間

2026 年 5 月～2029 年 4 月を予定（計 36 カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：青年スポーツ省 (The Ministry of Youth and Sports)

同 教育・研究・調整総局 (General Directorate of Education, Research and Coordination)、

同 ユースサービス総局 (General Directorate of Youth Services)、

同 国際機関・外国関係総局 (General Directorate of International Organizations and Foreign Affairs)

ユースセンターの運営を担うユースサービス総局と心理士が在籍する教育・研究・調整総局、及び組織間調整を担う国際機関・外国関係総局の 3 局をカウンターパートとして本事業を実施する。なお、教育・研究・調整総局下の心理社会的支援サービス部門 (Psychosocial Support Service Department) がメインのカウンターパートとなる見込み。

関連機関：家族社会サービス省 (The Ministry of Family and Social Services)

保健省 (The Ministry of Health)

---

<sup>17</sup> 高校生・大学生の年齢層を想定

災害危機管理局 (The Disaster and Emergency Management Authority)  
各活動の実施にあたっては、心理社会的支援に係る政策を所掌する家族社会サービス省、国家精神保健プログラムの作成、調整、評価を担う保健省、及び防災・災害対応計画と調整を担う災害危機管理局と、関連する活動について連携のうえ取り組みを進める。

#### (7) 投入（インプット）

##### 1) 日本側

- ① 専門家派遣 合計約 60M/M（総括／若年層支援／心理社会的支援／研修／防災教育など）
- ② 研修員受入(MHPSS)（双方での予算配置が可能となった場合）
- ③ 機材供与（科学技術・防災ラボ<sup>18</sup>に配置する防災教育プログラム用の教材など）

##### 2) トルコ側

- ① カウンターパート (C/P) の配置 ((6) に記載のプロジェクト担当者を配置)
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供・便宜供与
  - 専門家の執務環境の整備
  - 事業実施に必要な施設・機材（車両等）に係る維持管理費
  - 事業実施に必要な関係機関との調整・連携
  - モデル活動案に係る経費（コストシェア）
  - 事業活動に必要なデータ、情報

#### (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

##### 1) 我が国の援助活動

「防災教育プロジェクト」(2011 年～2014 年・技術協力)：学校防災教育のマスター教員として育成された学校管理者や教員を、本事業の防災教育プログラムの実施においてリソースパーソンとして活用することが検討し得る。

##### 2) 他の開発協力機関等の援助活動

UNICEF は、ユースセンターにおける心理社会的支援を展開しており、既述のとおり地震の被災地域でも若者を対象とした技術訓練や社会交流機会の提供を行っ

<sup>18</sup> ユース・センターの一角に、心理社会的支援を組み込んだ防災協力プログラムを実施するための教材や実験機材等を配置し、難民を含む若年層の学習や交流の場として活用されることを想定。

ている。特に、前述の社会的結束プロジェクトの枠内で、PSEAH 等の子どもの保護に関する研修を実施しており、本事業とは対象層が異なるものの、チャイルドセーフガーディングに関する研修の実施実績を持つ。本事業においてチャイルドセーフガーディングポリシーを各研修に導入するにあたっては、チャイルドセーフガーディングを推進する UNICEF と連携し、既存の研修プログラムを活用することを通じて子どもたちの活動への安全で安心な参加を担保していく。

また SC は、本事業の研修で取り扱う「子どものための心理的応急処置」(PFA-C) を 2013 年に発行した団体であり、PFA の Peer to Peer 手法である「I Support My Friends」の共同制作団体の一つである。SC トルコはこれらの手法に関するリソースパーソンを有しており、本事業に先立ち実施された詳細計画策定調査のパイロット活動においても、SC トルコにフォーカルポイントへの必須事前研修を実施してもらうなど連携を進めてきた。本事業においても、特に PFA/PFA-C 研修の実施において実践的なノウハウを活用することで、研修の質や参加者の理解度が高まることが期待される。

#### (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダーフィルタリング

##### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 (C)
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月公布)」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

##### 2) 横断的事項 :

本事業の協力対象として、ユースセンターにおける若者向け活動において、シリア等からの難民の参加推奨や難民キャンプ等へのアウトリーチ活動を行い、難民も含めた若者に対するサービス提供を検討し、震災および難民長期化に伴う特殊な心理社会的ニーズに対応する。長期的な効果として、ユースセンターの活動の質が向上した結果、若年層のうつ、不安、心的外傷後ストレス障害、双極性障害、統合失調症の症状等の心の問題が改善されるといったインパクトが期待される。なお本事業の実施においては、対象地に居住するシリア難民や女性、経済的困難を抱える層や障がいを持つ若者といった脆弱層がユースセンターで実施される各プロジェクト活動の対象から取り残されることのないよう、十分に配慮する。

##### 3) ジェンダーフィルタリング :

ジェンダーフィルタリング : 【ジェンダー案件】 ■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<分類理由> ジェンダーに関する課題として、社会的期待や価値観を背景に、男

性や少年が心理社会的支援へアクセスすることにためらいがみられること、また女性や少女については家事労働やケア労働の負担により必要なサービスへのアクセスが困難となっていること、さらに支援者による性的搾取・虐待・ハラスメント(SEAH)含むGBVリスクの高さが挙げられる。これらの課題に対し、成果1で実施する心理社会的支援に係る研修プログラムにProtection from SEAH(PSEAH)及び子どものセーフガーディングについて組み込み、成果1の指標において、パイロット対象地の全てのユース・リーダーが子どものセーフガーディング及びPSEAHに関する理解を深めることを設定しているため。<sup>19</sup>

#### (10) その他特記事項

本事業実施に際しては、トルコ共和国安全対策措置及びトルコ事務所から出される行動規範等を遵守するとともに、最新の渡航制限並びに活動対象県の治安情勢を確認し、それに応じた活動計画の策定及び必要な安全対策を講じることとする。

### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：心理社会的支援を備えた活動の導入・実践により、全ての若年層に対するユースセンターの活動の質が向上する。

#### 指標及び目標値：

- 1) PFA/PFA-Cに係る新人／現任研修が全国レベルで実施される。
- 2) X県及びX箇所のユースセンターにて、「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」が実施されている。
- 3) 心理社会的支援を組み込んだ若年層向け活動が実施されたユースセンターでの活動参加者数が増加する(うち、シリア難民等の利用者が増加する)。

(2) プロジェクト目標：対象県のユースセンターにて、様々な若年層に対して心理社会的支援を組み込んだ(レジリエンス向上にも資する)活動のモデルが確立する。

#### 指標及び目標値：

- 1) PFA/PFA-C研修がユースリーダー向け新任・現任研修に組み込まれる。
- 2) パイロット・ユースセンターの活動に対する若年層や親・コミュニティの

<sup>19</sup> 事業事前評価表では活動1-4、2-1及び指標1-4においてPSEAHに言及していたが、R/D署名段階で青年省側より公式文書にPSEAHという文言を記載することに難色が示されたため、上記活動、指標からPSEAHの文言を削除した。書面上の記載はないが、研修や防災教育プログラムにPSEAHの視点を盛り込む点は当初計画どおり行う予定であり、これらの記載削除による活動内容の変更は生じない。

満足度の向上。

### (3) 成果

- 成果1：ユースセンターにおける若年層向け活動に関する人材の心理社会的支援に係る理解・能力が向上する。
- 成果2：対象県での実証を通じ、若年層向け活動の一環として、パイロット・ユースセンターにおいて、心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムが開発される。
- 成果3：科学技術・防災ラボの効果的活用により、対象県のパイロット・ユースセンターが提供する心理社会的支援を組み込んだ活動への、地震被災者やシリア難民を含む様々な若者のアクセスが増加する。
- 成果4：対象県のパイロット・ユースセンターにおいて、心理社会的支援を組み込んだ若年層向け活動を持続的に実施する体制・仕組みが整備される。

### (4) 主な活動

- 成果1：ユースセンターにおける若年層向け活動に関する人材の心理社会的支援に係る理解・能力が向上する。
- 1－1 「心理的応急処置 Psychological First Aid(PFA)」、「子どものための心理的応急処置 Psychological First Aid for Children(PFA-C)」、「I Support My Friends (ISMF)」の研修計画（ToT プログラム、自己評価・経験共有方法、実施方法、普及方法、予算計画、ユースリーダー・心理士向け着任前・職員研修への組み込みの方向性を含む）を作成する。
  - 1－2 青年・スポーツ省所属の心理士のうち、パイロット・ユースセンターの若者向け活動に協力可能な心理士を選定する。
  - 1－3 （1－2で選定された心理士を対象に）PFA/PFA-C/ISMF のトレーナー育成研修（TOT）を実施する。
  - 1－4 パイロット・ユースセンターにて若年層向けプログラムを実施するユースリーダーやサービスプロバイダー（新任・現任を含む）を対象に、育成されたトレーナーによるチャイルドセーフガーディングを組み込んだ PFA/PFA-C/ISMF 研修を実施する。
  - 1－5 PFA/PFA-C/ISMF 研修を受講し、ユースセンターで心理社会的支援を組み込んだプログラムに従事するユースリーダー及びサービスプロバイダーが JICA の協力の下、自己評価及び経験共有ワークショップを実施する
  - 1－6 活動1－4と活動1－5の結果に基づき、研修ニーズを評価する。
  - 1－7 PFA/PFA-C/ISMF の研修計画を更新し、青年・スポーツ省の教育・研究・

調整総局に提供する。

成果2：対象県での実証を通じ、若年層向け活動の一環として、パイロット・ユースセンターにおいて、心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムが開発される。

- 2-1 高校生・大学生の年齢層を対象とした、「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の標準パッケージを準備する。特に、「I Support My Friends」等のPeer to PeerのPFA手法やチャイルドセーフガーディングを組み込むことを検討する。
- 2-2 「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」標準パッケージを、1-4で研修したユースリーダーや心理士と共にパイロット・ユースセンターで試行する。
- 2-3 試行結果を踏まえ、「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の標準パッケージを改善する。
- 2-4 「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の普及に関する計画（実施体制を含む）を策定する。
- 2-5 「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」のファシリテーターを育成する。
- 2-6 改善された「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の標準パッケージを1-4で研修したユースリーダーや心理士と共にパイロット・ユースセンターで実施する。
- 2-7 「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の実施教訓を取りまとめる。

成果3：科学技術・防災ラボの効果的活用により、対象県のパイロット・ユースセンターが提供する心理社会的支援を組み込んだ活動への、地震被災者・シリア難民を含む様々な若者のアクセスが増加する。

- 3-1 ユースセンターにおける若年層へのアウトリーチを拡大するためのモデル活動案を検討する。具体的には、①ユースセンター外へのアウトリーチ活動、②ユースセンターの既存活動への心理社会的支援の組み込み。
- 3-2 指定されたパイロット・ユースセンターに科学技術・防災ラボを設置する。
- 3-3 対象県のパイロット・ユースセンターの若年層の利用実態や心理社会的支援の課題、ユースセンターの管轄地域の若年層の男女分布やアウトリーチ状況に関するベースライン調査を実施する。その際、難民や地震被災者等の傾向に留意する。

- 3-4 調査結果を踏まえ、各パイロット・ユースセンターの状況に応じたモデル活動案の導入方針を決定する。
- 3-5 パイロット・ユースセンターと各活動の計画を行う。その際、将来的な持続性を勘案し、できる限り青年・スポーツ省やユースセンターの予算・リソースや、各県の施設・サービス等の有効活用や関連活動との連携可能性を検討する。
- 3-6 パイロット・ユースセンターにおけるモデル活動を実施・モニタリングする。
- 3-7 パイロット・ユースセンターにおけるモデル活動に係る事前・事後調査を行う。
- 3-8 パイロット・ユースセンターにおけるモデル活動に係るエンドライン調査を行う。
- 3-9 パイロット・ユースセンターにおけるモデル活動に係る好事例・教訓を取りまとめる。
- 3-10 3-8 及び3-9の結果を踏まえ、ユースセンターがモデル活動を導入するための実施方法や好事例を含むマニュアルを作成する。

成果4：対象県のパイロット・ユースセンターにおいて、心理社会的支援を組み込んだ若年層向け活動を持続的に実施する体制・モデルが開発・維持される。

- 4-1 中央・県・ユースセンターの各レベルにおける心理社会的支援を組み込んだ若年層向け活動に関する実施・モニタリングメカニズムを設計する。
- 4-2 パイロット対象地で利用可能な専門的な心理社会的支援サービス提供のための指針・推奨事項を提供する。
- 4-3 パイロット対象地でユースリーダーや活動に関わる心理士に対し、パイロット事業地での専門的心理社会的サービス提供機関や人材に関する情報の周知を図る。
- 4-4 JICAと協働でパイロット・ユースセンター間の経験共有ワークショップを開催する。
- 4-5 JICA支援の下、PFA/PFA-C/ISMF研修計画（成果1）及び「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の標準パッケージを含む心理社会的支援を組み込んだ活動実施マニュアル（成果2、3）を全国のユースセンターに配布する。
- 4-6 心理社会的支援を組み込んだ活動事例や成果を含め、コミュニティ（親や学校）や若年層の難民・被災者等に広報する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 外部条件

トルコへの更なる難民の大規模流入等によって難民への反感の増幅が生じない。また、大幅な治安の悪化や致死率の高い感染症の流行等が発生しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「ペルー人権侵害及び暴力被害住民への包括的ヘルスケア強化プロジェクト（2005年～2008年）（事後評価実施：2016年）」及び「中華人民共和国四川大地震復興支援こころのケア人材育成プロジェクト（2009年～2014年）（事後評価実施：2019年）」の2件の技術協力プロジェクトが実施されている。多数の長期専門家等により実施された技術協力プロジェクトの教訓を、本件にそのまま適用することは困難だが、例えばリファーラルシステムとカスケードシステムを並行して整備したことによる相乗効果など、本案件の活動時に示唆となる事項も多いため、これら案件での成果や教訓を参照する。

## 7. 評価結果

本事業は、以下の理由から事業の実施意義は高い。

- ・ トルコ政府の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針等に合致する。「人間の安全保障」やSDGsの目標3（健康と福祉）への貢献が期待される。
- ・ また、本案件はトルコ国内のシリア難民も裨益者として包摂していくものであり、2023年12月に開催されたグローバル難民フォーラムにおける日本政府のプレッジ（MHPSSサービスへのアクセス促進支援）や国際動向とも整合している。
- ・ 実施機関である青年省のニーズ（心理社会的課題に加え、震災等に対するレジリエンス向上）及び最終受益者である若者のニーズに対応している。
- ・ 日本では、1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災をきっかけとする災害復興からの（子どもを含めた）心理社会的支援の知見・経験を有しているため、協力の優位性が高い。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

### (2) 今後の評価スケジュール

事業開始3ヶ月以内 ベースライン調査

事業終了3年後 事後評価

以上